

別添83 二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準

1. 適用範囲

本技術基準は、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（道路運送車両の保安基準第44条第3項の車室をいう。以下同じ。）を有しないものに備える後写鏡及び後写鏡取付装置に適用する。

なお、本技術基準は、協定規則第81号と調和したものである。

2. 定義

2. 1. 「後写鏡」とは、道路運送車両の保安基準第44条第3項の自動車から取り外された後写鏡をいい、明瞭な車両後方の視界を与えるために、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものに備える装置をいう。
2. 2. 「後写鏡及び後写鏡取付装置」とは、道路運送車両の保安基準第44条第4項の自動車に取り付けられた後写鏡をいい、同条第4項及び本技術基準に定める後写鏡の自動車への取り付けに係る基準に係る自動車の部分を含む。

3. 要件

3. 1. 後写鏡及び後写鏡取付装置は、以下の要件に適合しなければならない。
 3. 1. 1. 自動車に取り付けられた後写鏡は、別添82「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」の規定に適合するものであること。
 3. 1. 2. 後写鏡は、堅ろうに取り付けられていること。
3. 2. 数
 3. 2. 1. 最高速度が50km/hを超える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車は、自動車の左右両側にそれぞれ1個ずつ後写鏡を備えなければならない。ただし、最高速度が50km/h以下の二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、自動車の右側に1個の後写鏡を備えればよい。
3. 3. 位置
 3. 3. 1. 後写鏡は、その反射面の中心が、車両のステアリングヘッドの中心を通り自動車の進行方向に平行な鉛直面から、水平面で測定して、280mm以上外側に取り付けられなければならない。試験の際には、ハンドルは直進する位置に、後写鏡の調整装置は標準の位置にあるものとする。
3. 4. 調節
 3. 4. 1. 後写鏡は、運転者が通常の運転位置において調節可能でなければならない。